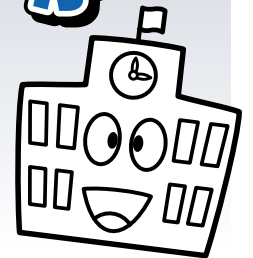


教育委員会の会議を 傍聴してみませんか



教育委員会の会議は、町長が議会の同意を得て任命した5名の教育委員によって、教育行政の基本方針や重要施策をはじめ教育に関するさまざまな内容について協議されます。

会議には、定例会と臨時会があり、定例会は毎月1回、臨時会は、緊急性を要する事案が発生したときに開催されます。

また、これらの会議は、個人情報が含まれる案件などを除き、どなたでも傍聴することができま。なお、定員は先着15名です。

今年度の定例会の予定は、下記の表のとおりですが、都合により変更する場合がありますので、傍聴をご希望のかたは、教育総務課にお問い合わせください。

問合せ

教育総務課庶務担当

内線252・253

平成19年度教育委員会定例会日程表

年 月 日	時 間	場 所
平成19年4月10日(火)	午前9時30分から	はびすしらおか(会議室6・7)
平成19年5月7日(月)	午前9時30分から	役場4階会議室(特1・特2)
平成19年6月8日(金)	午前10時00分から	菁莪小学校会議室
平成19年7月9日(月)	午前10時00分から	篠津中学校会議室
平成19年8月3日(金)	午後3時00分から	役場4階会議室(特1・特2)
平成19年9月7日(金)	午前9時30分から	役場4階会議室(403)
平成19年10月1日(月)	午前9時30分から	役場4階会議室(特1・特2)
平成19年11月7日(水)	午前10時00分から	南小学校会議室
平成19年12月7日(金)	午前10時00分から	白岡中学校会議室
平成20年1月7日(月)	午前9時30分から	役場4階会議室(特1・特2)
平成20年2月7日(木)	午前10時00分から	白岡東小学校会議室
平成20年3月7日(金)	午前9時30分から	役場4階会議室(403)

男女雇用機会均等法が変わります

平成19年4月1日スタート

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備のために改正されます。

改正のポイント

1 性別による差別禁止の範囲の拡大

男性に対する差別も禁止されます
従来の禁止事項に加え、降格、職種変更、パートへの変更などの雇用形態の変更、退職勧奨、雇止めが禁止されます

間接差別が禁止されます

上記の措置については、業務遂行上の必要などの合理的な理由がない場合、間接差別として禁止されます。

労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること

コース別雇用管理における「総合職」の募集・採用に当たり、転居を伴う転勤に応じることが

できることを要件とすること
昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

2 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

省令で定める理由による不利益取扱いが禁止されます

省令で定められている理由
・均等法の母性健康管理措置を受けたこと
・労働基準法の母性保護措置を受けたこと

・妊娠または出産による能率低下

下または労働不能が生じたことなど

不利益取扱いの例

・解雇、雇い止め
・退職または労働契約内容の変更の強要

・降格
・就業環境を害すること

・減給、賞与等の不利益な算定
・不利益な配置の変更

・派遣労働者について、派遣先が当該派遣労働者の役務の提供を拒むこと

妊娠中や産後1年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業の取得等を理由とする解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります

3 セクシユアルハラスメント対策

女性に加え、男性に対するセクシユアルハラスメントも含めた対策を講じることが事業主の義務となります。

4 母性健康管理措置

事業主は、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(時差通勤、勤務時間の短縮等)を講ずる義務があります。

3、4に関しては、措置が講じられず、是正指導にも応じない場合、企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、紛争解決援助の申し出を行うことができます。

問合せ 埼玉労働局雇用均等室

☎048(600)6210
☎048(600)6230